国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程

平成１６年　４　月　１　日
規程第　　１４　　号
改正　平成１７年１１月１４日規程第　５５　号
平成１８年　３　月１３日規程第　２２　号
平成１９年　３　月２３日規程第　１０　号
平成１９年　７　月３０日規程第　６７　号
平成１９年１２月１２日規程第　７６　号
平成２０年　３　月２４日規程第　５９　号
平成２０年　５　月１４日規程第　７４　号
平成２１年　３　月２３日規程第　１１　号
平成２１年　５　月２９日規程第　６９　号
平成２１年１１月３０日規程第　７４　号
平成２２年　３　月２４日規程第　６　号
平成２２年１１月３０日規程第　８７　号
平成２３年　３　月　９　日規程第　７　号
平成２４年　３　月１４日規程第　７　号
平成２５年１１月２７日規程第　２５　号
平成２６年　３　月２４日規程第　８　号
平成２６年１２月　１　日規程第　５９　号
平成２７年　３　月２４日規程第　１５　号
平成２８年　２　月　１　日規程第　４　号
平成２８年１２月　１　日規程第　５７　号
平成２９年　３　月　８　日規程第　８　号
平成３０年　１　月１９日規程第　１　号
平成３０年　３　月２２日規程第　１３　号
平成３０年１２月　７　日規程第　２３　号
令和　元　年１１月２９日規程第１０３号
令和　２　年　３　月１１日規程第　９　号
令和　２　年１１月３０日規程第　４８　号
令和　３　年１１月２５日規程第　２６　号
令和　４　年　３　月２３日規程第　３６　号
令和　４　年　６　月　７　日規程第　４８　号
令和　４　年１２月　１　日規程第　６９　号
令和　５　年　３　月２０日規程第　１４　号
令和　５　年　６　月２６日規程第　２７　号
令和　５　年１２月　１　日規程第　３３　号
令和　６　年　３　月１３日規程第　１１　号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は，国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成１６年規則第２３号。

以下「就業規則」という。）第３３条の規定に基づき，国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（国立大学法人鳴門教育大学年俸制適用職員給与規程（平成２１年規程第７７号）及び国立大学法人鳴門教育大学特定年俸制適用教員給与規程（令和２年規程第３号）の適用を受ける者を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の支払）

第２条　職員の給与は，その全額を通貨で，直接職員に支払うものとする。ただし，法令又は規定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には，その職員に支払うべき給与の金額から，その金額を控除して支払うものとする。

２　職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には，その方法によって支払うことができる。

３　前２項に規定するもののほか，給与の支払に関し必要な事項は，別に定める。

（給与の種類）

第３条　職員の給与は，基本給及び諸手当とし，それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は，本給とする。

(2) 諸手当は，扶養手当，役職手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，本給の調整額，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，教職調整額，附属幼稚園勤務手当，安全衛生管理手当，期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支給日）

第４条　本給，扶養手当，役職手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，単身赴任手当，本給の調整額，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，教職調整額，附属幼稚園勤務手当及び安全衛生管理手当は，その月の月額の全額を毎月１７日に，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は，その月の分を翌月１７日に支給する。ただし，支給日（この項において，毎月１７日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日（その日が休日に当たるときは，支給日の翌日）に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に，支給日が月曜日で，かつ，休日に当たるときは，支給日の翌日に支給する。

２　期末手当及び勤勉手当は，６月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし，支給日（この項において，６月３０日及び１２月１０日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

３　通勤手当は，別に定める日に支給する。

第２章　本給

（本給の決定及び適用範囲）

第５条　職員の受ける本給は，所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって，職務の複雑，困難及び責任の度に基づき，かつ，勤労の強度，勤務時間，勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

２　本給表の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職本給表（一）　（別記第１）

(2) 一般職本給表（二）　（別記第２）

(3) 教育職本給表（一）　（別記第３）
(4) 教育職本給表（二）　（別記第４）
(5) 教育職本給表（三）　（別記第５）
(6) 医療職本給表（一）　（別記第６）
(7) 医療職本給表（二）　（別記第７）

３　前項に掲げる，各本給表の適用範囲は，次に定めるところによる。
(1) 第１号の適用を受ける者　事務職員及び技術職員
(2) 第２号の適用を受ける者　自動車運転手及び教務助手
(3) 第３号の適用を受ける者　教授，准教授，講師，助教及び助手
(4) 第４号の適用を受ける者　附属特別支援学校に勤務する校長，教頭，指導教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭
(5) 第５号の適用を受ける者　附属幼稚園，附属小学校及び附属中学校に勤務する校（園）長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭
(6) 第６号の適用を受ける者　栄養士
(7) 第７号の適用を受ける者　看護師

４　第２項第１号から第７号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は，別に定めるものとする。

（初任給）

第６条　新たに採用する者の初任給は，その者の学歴，免許・資格，職務経験及び能力，責任の度合等を考慮して，別に定めるものとする。

（昇格）

第７条　勤務成績が良好な職員で，第５条第４項に定める上位の職務の級に決定される基準を満たすに至った場合には，その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

２　職員を昇格させる場合，その者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については，別に定めるものとする。

（降格）

第８条　就業規則第１４条又は第１４条の２の規定により降任したときは，下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第９条　職員の昇給は，毎年１月１日（学長が特に必要と認めた場合を除く。）に同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。

２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（別に定める職員にあっては３号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

３　５５歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあっては，５７歳）を超える職員の昇給については，前項の規定にかかわらず，その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし，昇給させる場合の昇給の号給数は，別に定める基準に従い決定するものとする。

４　職員の昇給は,その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

５　前各項に規定するもののほか，職員の昇給に関し必要な事項は，別に定める。

（特別昇給）

第１０条　＜削除＞

（昇給等の時期）

第１１条　＜削除＞

第３章　諸手当

（扶養手当）

第１２条　扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。ただし，次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者，父母等」という。）に係る扶養手当は，一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般（一）９級以上職員等」という。）に対しては支給しない。

２　扶養手当の支給については，次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

(3) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

(4) 満６０歳以上の父母及び祖父母

(5) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

３　扶養手当の月額は，扶養親族たる配偶者，父母等については一人につき６，５００円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般（一）８級職員等」という。）にあっては，３，５００円），前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき１０，０００円とする。

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は，前項の規定にかかわらず，５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　新たに職員となった者に扶養親族（一般(一）９級以上職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）がある場合，一般（一）９級以上職員等から一般（一）９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては，その職員は，直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において，その職員に配偶者がないときは，その旨を含む。）を学長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）９級以上職員等に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は同条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が，満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）９級以上職

員等に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）なお，事実が生じた日については，職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は，同居の家族が受領した日）とする。

6　扶養手当の支給は，新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日，一般（一）９級以上職員等から一般（一）９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）９級以上職員等以外の職員となった日，職員に扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月）から開始し，扶養手当を受けている職員が退職し，解雇され又は死亡した場合においてはそれぞれが退職し，解雇された又は死亡した日，一般（一）９級以上職員等以外の職員から一般（一）９級以上職員等の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）９級以上職員等となった日，扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし，扶養手当の支給の開始については，同項の規定による届出が，これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うものとする。

7　扶養手当は，次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては，その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は，第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)　扶養手当を受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合

(2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）で第５項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3)　扶養親族たる配偶者，父母等及び扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある一般（一）９級以上職員等が一般（一）９級以上職員等以外の職員となった場合

(4)　扶養親族たる配偶者，父母等で第５項の規定による届出に係るものがある一般（一）８級職員等が一般（一）８級職員等及び一般（一）９級以上職員等以外の職員となった場合

(5)　扶養親族たる配偶者，父母等で第５項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）９級以上職員等以外のものが一般（一）９級以上職員等となった場合

(6)　扶養親族たる配偶者，父母等で第５項の規定による届出に係るものがある職員で

一般（一）８級職員等及び一般（一）９級以上職員等以外のものが一般（一）８級職員等となった場合

(7)　職員の扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

８　前７項に規定するもののほか，扶養手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（役職手当）

第１３条　役職手当は，管理又は監督の地位にある職員又は学長から特別に命を受けた職員のうち別に定める職員について，その特殊性に基づき支給する。

２　役職手当の月額は，その者の職責に応じて，次の各号に掲げる区分ごとに，区分を占める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額の１００分の２５を超えない範囲内で別に定める額とする。

(1)　Ⅰ種

(2)　Ⅱ種

(3)　Ⅲ種

(4)　Ⅳ種

(5)　Ⅴ種

(6)　Ⅵ種

(7)　Ⅶ種

３　前項第１号から第５号に掲げる区分に該当する職員及び第６号に掲げる区分に該当する職員のうち附属幼稚園教頭は，第１９条から第２０条までの規定は適用しない。

４　前項の規定にかかわらず，第２項の規定による額は，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３７条第３項に規定する深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。

５　前３項に規定するもののほか，役職手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（地域手当）

第１４条　地域手当は，別に定める支給地域に在勤する職員に支給する。

２　地域手当の月額は，本給，本給の調整額，扶養手当，役職手当及び教職調整額の月額の合計額に，別に定める支給地域に掲げる区分に応じて，同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

３　前２項に規定するもののほか，地域手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（広域異動手当）

第１４条の２　職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合において，当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務部署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務部署の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務部署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務部署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務部署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務部署との間が６０キロメートル未満である場合であって，通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務部署との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当

すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は，当該職員には，当該異動等の日から３年を経過する日までの間，本給，本給の調整額，扶養手当，役職手当及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務部署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし，当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務部署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は，この限りでない。

(1) ３００キロメートル以上　１００分の１０

(2) ６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の５

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち，当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては，当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず，当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　国家公務員（特別職に属する者を含む。）であった者，検察官であった者，国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員であった者，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人の職員であった者，地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和２６年法律第１４１号）第１条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人の職員であった者（以下「交流職員等」という。）から引き続き職員となった者又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあった職員であって，これらに伴い勤務場所に変更があったもののうち，任用の事情等を考慮して，第１項の規定による広域異動手当を支給される者との権衡上必要があると学長が認めた場合には，別に定めるところにより，前２項の規定に準じて，広域異動手当を支給する。

４　前３項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が，第１４条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は，前３項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において，前３項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは，広域異動手当は，支給しない。

５　前各項に規定するもののほか，広域異動手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（住居手当）

第１５条　住居手当は，次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け，月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和２４年法律第１１７号）第１３条の規定による有料宿舎を貸与され，使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第１７条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第１３条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け，月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして別に定めるもの

２　住居手当の月額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じて，当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては，当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて，それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から１６，０００円を控除した額

ロ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは，１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

(2) 前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか，住居手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（通勤手当）

第１６条　通勤手当は，次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し，又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，交通機関等を利用せず，かつ，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額を支給する。

(1) 前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき，別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし，運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは，支給単位期間につき，５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において，１箇月当

たりの運賃等相当額の合計が５５，０００円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ，支給単位期間につき，それぞれ次に定める額。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　　2,000円

ロ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　4,200円

ハ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　7,100円

ニ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員12,900円

ヘ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員15,800円

ト 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　　31,600円

(3) 前項第３号に掲げる職員 別に定める区分に応じ，前２号に定める額（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額），第１号に定める額又は前号に定める額

３　勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い，所在する地域を異にすることとなったことにより，通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち，第１項第１号又は第３号に掲げる職員で，当該異動又は移転の直前の住居（異動又は移転の日以後に転居する場合には，新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため，新幹線鉄道等の特別急行列車，高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し，その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は，前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当　支給単位期間につき，別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額。ただし，当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が２０，０００円を超えるときは，支給単位期間につき，２０，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において，１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が２０，０００円を超えるときは，その

者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，２０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　前項の規定は，交流職員等から引き続き職員となった者のうち，第１項第１号又は第３号に掲げる職員で，当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において，新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため，新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し，その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

５　第１項第１号又は第１項第３号に掲げる職員のうち，住居を得ることが著しく困難である島に所在する勤務部署で通勤のため，当該島への交通に橋，トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し，当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は，前３項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当　支給単位期間につき，別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　同号に定める額を負担しないものとした場合における前３項の規定による額

６　通勤手当は，支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。

７　通勤手当を支給される職員につき，離職その他別に定める事由が生じた場合には，当該職員に，支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

８　この条において「支給単位期間」とは，通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては，１箇月）をいう。

９　前８項に規定するもののほか，通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第１７条　勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い，住居を移転し，父母の疾病その他やむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち，単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には，単身赴任手当を支給する。ただし，配偶者の住居から在勤する勤務部署に通勤することが，通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には，この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は，３０，０００円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が１００キロメートル以上である職員にあっては，

その額に，７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

３　交流職員等から引き続き職員となり，これに伴い，住居を移転し，父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち，単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には，前２項の規定に準じて，単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか，単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（特殊勤務手当）

第１８条　著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で，給与上特別の考慮を必要とし，かつ，その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には，その勤務の特殊性に応じて次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

(1) 教員特殊業務手当
(2) 教育実習等指導手当
(3) 教育業務連絡指導手当
(4) 職域接種実施手当
(5) 連携教職課程担当手当

２　前項に規定するもののほか，支給される職員の範囲，支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（超過勤務手当）

第１９条　国立大学法人鳴門教育大学に勤務する職員の勤務時間,休暇等に関する規程(平成１６年規程第１８号。以下「勤務時間等規程」という。）第３条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には，正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（週休日における勤務を含む。）に対して，勤務１時間につき，第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額（以下「時間当たり給与額」という。）に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じて次に掲げる各号に定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間（以下「深夜」という。）である場合は，その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務　１００分の１２５
(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務　１００分の１３５

２　前項の規定にかかわらず，正規の勤務時間を超えて勤務した時間（週休日における勤務を含む。）と勤務時間等規程第１４条の規定による休日（同規程第１５条の規定により指定された代休日を含む。）において勤務した時間の合計時間（以下「超過勤務等合計時間」という。）が，１月に４５時間（１年単位の変形労働時間制の適用を受ける職員にあっては４２時間。以下この項及び次条第２項において同じ。）を超えた職員には，その４５時間を超えて勤務した全ての時間に対して，勤務１時間につき，時間当たり給与額に「時間外・休日労働に関する協定」（以下「勤務時間外等協定」という。）で定

める割合（その勤務が深夜である場合は，その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

３　前２項の規定にかかわらず，超過勤務等合計時間が，１月に６０時間を超えた職員には，その６０時間を超えて勤務した全ての時間に対して，勤務１時間につき，時間当たり給与額に１００分の１５０（その勤務が深夜である場合は，その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

４　第１項の規定にかかわらず，超過勤務等合計時間が，毎年４月１日を起算日とする１年に３６０時間（１年単位の変形労働時間制の適用を受ける職員にあっては３２０時間。以下この項及び次条第４項において同じ。）を超えた職員には，その３６０時間を超えて勤務した全ての時間に対して，勤務１時間につき，時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合（その勤務が深夜である場合は，その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

５　前４項に規定するもののほか，超過勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（休日給）

第２０条　勤務時間等規程第１４条の規定による休日（同規程第１５条の規定により指定された代休日を含む。）において，勤務することを命ぜられた職員には，勤務した全時間に対して，勤務１時間につき，第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の１３５を休日給として支給する。

２　前項の規定にかかわらず，超過勤務等合計時間が，１月に４５時間を超えた職員には，その４５時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して，勤務１時間につき，時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

３　前２項の規定にかかわらず，超過勤務等合計時間が，１月に６０時間を超えた職員には，その６０時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して，勤務１時間につき，時間当たり給与額に１００分の１５０を乗じて得た額を休日給として支給する。

４　第１項の規定にかかわらず，超過勤務等合計時間が，毎年４月１日を起算日とする１年に３６０時間を超えた職員には，その３６０時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して，勤務１時間につき，時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

５　前４項の規定にかかわらず，休日において，勤務時間等規程第１５条に規定する休日の代休日を指定した場合には，当該休日に係る休日給は支給しない。

６　前５項における「休日」には，これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。

７　前６項に規定するもののほか，休日給の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（併給調整）

第２０条の２　第２７条に規定する教職調整額が支給される者に対して，第１９条に規定する超過勤務手当又は第２０条の規定する休日給を支給する場合にあっては，次の各号により併給調整する。

(1) 第１９条の規定により支給される１月あたりの額及び第２０条の規定により支給さ

れる１月あたりの額の合計額（以下「超過勤務手当等月額」という。）が，その者に支給される教職調整額の月額以下の場合　超過勤務手当等月額は支給しない。

(2) 超過勤務手当等月額が，その者に支給される教職調整額の月額を超える場合　超過勤務手当等月額からその者に支給される教職調整額を控除して得た額を超過勤務手当等月額として支給する。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第２１条　第１９条から第２０条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は，本給，本給の調整額，本給の月額に対する地域手当及び本給の月額に対する広域異動手当の月額の合計額を１箇月の平均所定労働時間で除して得た額とする。

（宿日直手当）

第２２条　勤務時間等規程第９条に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には，その勤務１回につき４，４００円を支給する。

２　前項の勤務は，第１９条から第２０条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第２３条　第１３条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員のうち管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第１２条に規定する週休日又は同規程第１４条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか，管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 第１項に規定する場合　第１３条第１項に規定する職務区分に応じ，同項の勤務１回につき，それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して，実働時間が６時間を超える勤務にあっては，それぞれその額に１００分の１５０を乗じて得た額）

イ　Ⅰ種適用職員　１２，０００円
ロ　Ⅱ種適用職員　１０，０００円
ハ　Ⅲ種適用職員　８，５００円
ニ　Ⅳ種適用職員　７，０００円
ホ　Ⅴ種適用職員　６，０００円
ヘ　Ⅵ種適用職員　６，０００円

(2) 前項に規定する場合　同項の勤務１回につき，それぞれ次に定める額

イ　Ⅰ種適用職員　６，０００円
ロ　Ⅱ種適用職員　５，０００円
ハ　Ⅲ種適用職員　４，３００円
ニ　Ⅳ種適用職員　３，５００円
ホ　Ⅴ種適用職員　３，０００円
ヘ　Ⅵ種適用職員　３，０００円

４　第１項の勤務をした後，引き続いて第２項の勤務をした場合には，その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

５　前４項に定めるもののほか，管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（本給の調整額）

第２４条　本給の調整額は，別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し，かつ，現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。

２　本給の調整額は，当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額（その額が本給月額の１００分の４．５を超えるときは，本給月額の１００分の４．５とし，その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程（平成１６年規程第１９号。以下「育児休業等規程」という。）第１６条による育児短時間勤務職員にあってはその額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成１６年規程第１８号）第２７条の２により定められたその者の勤務時間を３８．７５時間で除して得た数を乗じて得た額とし，その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし，その額が本給の１００分の２５を超えるときは，本給の１００分の２５に相当する額（育児短時間勤務職員について，その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

３　前２項に定めるもののほか，本給の調整額の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（初任給調整手当）

第２５条　初任給調整手当は，教育職本給表の適用を受ける別に定める職員で，医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）に規定する歯科医師免許証を有するものには月額５１，１００円を，採用の日から３５年の期間，採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて支給する。

２　前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲，初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（義務教育等教員特別手当）

第２６条　附属幼稚園，附属小学校，附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）に勤務する校（園）長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭（以下「教諭等」という。）には，義務教育等教員特別手当を支給する。

２　義務教育等教員特別手当の月額は，２０，２００円を超えない範囲内で，次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 教育職本給表（三）の適用を受ける者のうち，附属小学校及び附属中学校に勤務する者　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が，職務の最高を超える本給月額を受ける職員であるときは，その者の属する職務の級及びその級の最高号給とする。以下同じ。）に対応する別記第８に掲げる額

(2) 教育職本給表（二）の適用を受ける者　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別記第９に掲げる額

(3) 教育職本給表（三）の適用を受ける者のうち，附属幼稚園に勤務する者　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別記第８に掲げる額に２分の１を乗じて得た額

（教職調整額）

第２７条　附属学校に勤務する教諭等の勤務形態の特殊性を考慮して，教職調整額を支給する。

２　教職調整額は，教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）の適用を受ける者のうち，その属する職務の級がその本給表の１級，２級又は特２級（附属幼稚園の教頭を除く。）である者に，その者の本給の１００分の４に相当する額を支給する。

３　前２項に規定するもののほか，教職調整額の支給に関し必要な事項は別に定めるものとする。

（附属幼稚園勤務手当）

第２７条の２　附属幼稚園に勤務する園長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭の教員の処遇改善のため，附属幼稚園勤務手当を支給する。

２　附属幼稚園勤務手当は，附属幼稚園に勤務する者のうち，教育職本給表（三）の適用を受ける者に，月額９，０００円を支給する。

（安全衛生管理手当）

第２８条　安全衛生管理手当は，労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）の規定に基づく産業医及び衛生管理者に支給する。

２　安全衛生管理手当の月額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 産業医　１０，０００円

(2) 衛生管理者　２，０００円

３　前項第１号の規定により安全衛生管理手当を受ける職員が，同項第２号に該当する場合には，第２号に係る手当は支給しない。

４　安全衛生管理手当の支給に関し必要な事項は学長がその都度定める。

（期末手当）

第２９条　期末手当は，６月１日及び１２月１日（以下この条及び国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成２２年規程第８７号）附則第２項第４号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前１箇月以内に退職し，若しくは解雇された職員（懲戒による解雇を除く。），又は死亡した職員に対して，それぞれ第４条第２項で定める日に支給する。

２　期末手当の額は，それぞれ基準日現在（退職し，若しくは解雇され，又は死亡した職員にあっては，退職し，若しくは解雇され，又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給，本給の調整額，扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（次の表(１)に定める職員にあっては，本給，本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次の表(２)に定める職員にあっては，その額に本給に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）（「期末手当基礎額」という。）を基礎として，１００分の１２２．５（特定幹部職員（表（２）①に掲げる職員をいう）にあっては１００分の１０２．５）を乗じて得た額に，基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて，次の表(３)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

表（１）役職段階別加算率

①　一般職本給表適用者

本　給　表	職　　員	加　算　率
一般職（一）	8級以上の職員	100分の20
	7級・ 6級の職員	100分の15
	5級・ 4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の 5
一般職（二）	5級の職員	100分の10
	4級及び3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の 5

②　教育職本給表適用者

本　給　表	職　　員	加　算　率
教育職（一）	6級の職員	100分の20
	5級の職員	100分の15(学長が指定する職員にあっては100分の20)
	4級及び3級の職員	100分の10(学長が指定する職員にあっては100分の15)
	2級及び1級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職（二） 教育職（三）	4級の職員	100分の15
	3級及び特2級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5(別に定める職員にあっては100分の10)

③　医療職本給表適用者

本　給　表	職　　員	加　算　率
医療職(一)	6級以上の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(二)	6級以上の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

表（２）管理職の地位にある職員の本給の割増率

①　一般職本給表適用者

職　務　の　級	役職手当の区分	割　増　率
一般職（一）10級・9級・8級・7級	役職手当支給細則第2条の区分Ⅰ種の職員	100分の25
	同上区分Ⅱ種の職員	100分の15

表（３）在職期間別支給割合

在　　職　　期　　間	割　　合
６箇月	100分の100
５箇月以上６箇月未満	100分の 80
３箇月以上５箇月未満	100分の 60
３箇月未満	100分の 30

３　職員が次の各号の一に該当する場合は，第１項の規定にかかわらず，当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては，その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に，就業規則第４９条の規定により懲戒解雇された場合

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に，就業規則第２７条の規定により解雇された場合（同規則第１号に該当して解雇した職員を除く。）

(3) 基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し，又は解雇された職員（前２号に掲げる者を除く。）で，退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

(4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合

４　学長は，支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し，又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は，当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し，又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に，その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して，その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ，その判決が確定していない場合

(2) 退職し，又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に，その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して，その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって，その者に対し期末手当を支給することが，国立大学法人に対する国民の信頼を確保し，期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

５　学長は，一時差止処分について，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし，第３号に該当する場合において，一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について，当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑

事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

６　学長は，一時差止処分を行う場合に，一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

７　前６項の規定に関するもののほか，期末手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（勤勉手当）

第３０条　勤勉手当は，６月１日及び１２月１日（以下この条及び国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成２２年規程第８７号）附則第２項第５号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前１箇月以内に退職し，若しくは解雇され，又は死亡した職員に対して，基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて，それぞれ第４条第２項で定める日に支給する。

２　勤勉手当の額は，前項の職員が，それぞれの基準日現在（退職し，若しくは解雇され，又は死亡した職員にあっては，退職し，若しくは解雇され，又は死亡した日現在。以下この項及び国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成２２年規程第８７号）附則第２項第５号において同じ。）において受けるべき本給，本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第２項の表（１）に定める職員にあっては，本給，本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項の表（２）に定める職員にあっては，その額に本給に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）（以下「勤勉手当基礎額」という。）に，基準日以前６箇月以内の期間における職員の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて学長が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額とする。この場合において，学長が支給する勤勉手当の総額は，前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２２．５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

在職期間	割合
６箇月	100分の100
５箇月１５日以上６箇月未満	100分の95
５箇月以上５箇月１５日未満	100分の90
４箇月１５日以上５箇月未満	100分の80
４箇月以上４箇月１５日未満	100分の70
３箇月１５日以上４箇月未満	100分の60
３箇月以上３箇月１５日未満	100分の50
２箇月１５日以上３箇月未満	100分の40
２箇月以上２箇月１５日未満	100分の30

１箇月１５日以上２箇月未満	100分の20
１箇月以上１箇月１５日未満	100分の15
１５日以上１箇月未満	100分の10
１５日未満	100分の5
零	零

３　前条第４項から第６項までの規定は，勤勉手当の支給に準用する。

４　前３項の規定に関するもののほか，勤勉手当の支給に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

第４章　給与の特例等

（休職者の給与）

第３１条　職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第１７条第１項第１号により，長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には，その休職の期間中，これに給与の全額を支給する。ただし，労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところに従い，休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には，給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

２　職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には，その休職期間が１年（結核性疾病にあっては２年）に達するまでは，本給，扶養手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，教職調整額及び期末手当（以下この項において，「本給等」という。）の１００分の８０を支給することができる。ただし，附属学校に勤務する教諭等が，結核性疾患のため長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には，その休職の期間中，給与の全額を支給する。

３　職員が就業規則第１７条第１項第２号による刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には，その休職期間中，本給等のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。

４　就業規則第１７条１項第３号又は第４号による休職を命ぜられた場合には，その休職期間中，本給等のそれぞれ１００分の７０以内を支給することができる。ただし，第３号の規定に該当して休職にされた場合で，当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは，１００分の１００以内を支給することができる。

５　国立大学法人鳴門教育大学職員休職規程第４条第１号による休職を命ぜられた場合には，その休職期間中，本給等のそれぞれ１００分の７０以内を支給することができる。

６　第２項から第５項までの規定による本給等の月額に１円未満の端数があるときは，それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

７　休職にされた職員には，他の規定に別段の定めがない限り，第１項から第５項までに定める給与を除く外，他のいかなる給与も支給しない。

８　第２項，第４項及び第５項に規定する職員が，当該各号に規定する期間内で第２９条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し，若しくは就業規則第２７条各号及び第２８条第１項各号の規定により解雇され，又は死亡したときは，第２９条第１項の規定により定める日に，同条各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし，別に定める職員については，この限りでない。

（育児休業等の給与）

第３２条　育児休業等規程により育児休業をする職員及び育児時間により勤務する職員の給与については，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については，給与を支給しない。ただし，職員が育児休業規程により出生時育児休業中の就業の承認を受けて勤務する場合は，その勤務する１時間につき，第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額を支給する。

(2) 育児休業をしている職員のうち，次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず，当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ　第２９条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ　第３０条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には，当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして，別に定めるところにより，号給を調整することができる。

(4) 職員が育児時間により勤務しない場合には，その勤務しない１時間につき，第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　育児休業等規程により育児短時間勤務をする職員の給与規程の適用については，次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５条	決定する	決定するものとし，その者の本給は，その者の受ける号給に応じた額に，育児休業等規程の規定により定められた勤務時間を３８．７５で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第３６条第４項	第１２条及び第１３条	第２７条の２第５項及び第１３条（第２７条の２第６項の規定の適用を受ける者については，当該項）
第１６条第２項第２号	定める額。	定める額（年間を通じて通勤に要することとなる回数を１２で除して得た数が，１０回に満たない者については，常勤職員の職員に支給することとなる月額に１００分の５０を乗じて得た額）。
第１９条第１項	支給する	支給する。ただし，育児短時間勤務職員が，第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものが，当該職員が育児短時間勤務をしないものとした場合における正規の勤務時間に達するまでの間の勤務にあっては，同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間にある場合は，その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額とする

第２４条第２項	得た額とする	得た額に，算出率を乗じて得た額とする
第２７条第２項	額を支給する	額に算出率を乗じて得た額を支給する
第２９条第２項	本給，本給の調整額，扶養手当及び教職調整額の月額	本給，本給の調整額及び教職調整額の月額（以下「本給の月額」という。）を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額
第２９条第２項，第３０条第２項	本給，本給の調整額及び教職調整額の月額	本給の月額を算出率で除して得た額

３　前２項に規定するもののほか，育児休業等の給与に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（介護休業等の給与）

第３３条　国立大学法人鳴門教育大学職員の介護休業等に関する規程により介護休業をする職員の給与については，その期間の勤務しない１時間について第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には，その勤務しない１時間につき，第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

３　前２項に規定するもののほか，介護休業の給与に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（自己啓発等休業の給与）

第３３条の２　国立大学法人鳴門教育大学職員の自己啓発等休業に関する規程（平成１９年規程第６５号。以下「自己啓発等休業規程」という。）により自己啓発等休業をする職員の給与については，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 自己啓発等休業をしている期間については，給与を支給しない。

(2) 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には，当該自己啓発等休業をした期間の２分の１に相当する期間（当該自己啓発等休業が職員としての職務に特に有用である場合にあっては当該自己啓発等休業をした期間）を引き続き勤務したものとみなして，別に定めるところにより，号給を調整することができる。

２　前項に規定するもののほか，自己啓発等休業の給与に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

（給与の減額）
第３４条　職員が勤務しないときは，その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き，その勤務しない時間につき，第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。
２　前項の規定により減額の対象となる時間数は，その給与期間における欠勤の時間数，育児時間及び介護時間の時間数の合計とし，その合計時間数に１時間未満の端数が生じたときは，端数は切り捨てる。
（本給の半減）
第３５条　前条の規程にかかわらず，職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため，又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により，当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日を超えて勤務しないときは，その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき，本給の半額を減ずる。
２　前項に規定するもののほか，同項の勤務しない期間の範囲，本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は，別に定める。

第５章　雑則

（日割計算）
第３６条　新たに職員となった者には，その日から給与を支給し，昇格等により，本給に異動を生じた者には，その日から新たに定められた給与を支給する。
２　職員が退職し，又は解雇された場合には，その日までの給与を支給する。
３　職員が死亡により退職した場合には，その月までの給与を支給する。
４　第１項又は第２項の規定により，給与を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その給与額は，その月の現日数から勤務時間等規程第１２条及び第１３条の規定に基づく週休日の日数と同規程第１４条及び第１５条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
５　前４項の規定は，本給の調整額，役職手当，地域手当，広域異動手当，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，教職調整額，附属幼稚園勤務手当及び安全衛生管理手当の支給について準用する。
（端数計算）
第３７条　第１９条から第２０条までの規程により勤務１時間につき支給する超過勤務手当又は休日給並びに第３４条の規定による勤務時間１時間当たりの給与額を算定する場合において，その額に５０銭未満の端数を生じたときは，これを切り捨て，５０銭以上１円未満の端数を生じたときは，これを１円に切り上げるものとする。
（端数の処理）
第３８条　この規程により計算した確定金額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

第６章　規程の実施

（実施に関し必要な事項）
第３９条　この規程の実施に関し必要な事項は，学長が別に定める。
（この規程により難い場合の措置）

第４０条　特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は，別段の取扱いをすることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

（本給表）

第２条　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程第１条に規定する職員のうち，施行日の前日において，一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「給与法」という。）第６条第１項に規定する俸給表の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第５条第２項に規定する本給表は，行政職俸給表については一般職本給表とし，教育職俸給表については教育職本給表とし，医療職俸給表（二）については医療職本給表（一）とし，医療職俸給表（三）については医療職本給表（二）とし，別に辞令を発せられない限り，それぞれ適用する。

（本給）

第３条　前条の適用を受ける職員の施行日における本給については，別に辞令を発せられない限り，当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし，昇格又は昇給させることとなる職員については，給与法及び人事院規則９－８(初任給，昇格，昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた号俸及び当該号俸を受けていた期間を基礎とし本給を決定する。

（昇給停止に関する経過措置）

第４条　承継職員のうち，施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成１０年法律第１２０号）附則第１１項から第１３項までの適用を受けている職員の昇給については，第９条第３号の規定にかかわらず，昇給停止年齢に達した日後も，人事院規則の定めるところにより，昇給させることができる。

（調整手当の異動保障）

第５条　承継職員のうち，施行日の前日において給与法第１１条の７の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については，第１４条の規定にかかわらず，給与法第１１条の７が適用された日から同条の適用があったものとして適用される支給割合を支給する。

（扶養手当等）

第６条　承継職員のうち，施行日の前日において給与法第１１条に規定する扶養手当，同法第１１条の９に規定する住居手当，同法第１２条に規定する通勤手当及び同法第１２条の２に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第１２条に規定する扶養手当，第１５条に規定する住居手当，第１６条に規定する通勤手当及び第１７条に規定する単身赴任手当の支給については，別に支給要件等に異動がない限り，従前のとおりとする。

（休職者の給与）

第７条　承継職員のうち，施行日の前日において給与法第２３条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第３１条に規定する休職者の給与については，別に発令がなされない限り，従前のとおりとする。

（育児休業等の給与）

第８条　承継職員のうち,施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律(平

成３年法律第１０９号)第３条第１項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第３２条に規定する育児休業等の給与については,別に発令がなされない限り,従前のとおりとする。だたし，その者が復職するまでの間は，給与を支給しない。

附　則

この規程は，平成１７年１２月１日から施行する。

附　則

1　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において，第５条第２項に掲げる別記第１から別記第７までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級及び号給については，その者が切替日の前日において属していた職務の級，号給及びその号給を受けていた期間に応じて，学長が別に定める。

3　切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には，本給月額のほか，その差額に相当する額を本給として支給する。

4　切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について，同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは，当該職員には，学長の定めるところにより，同項の規定に準じて，本給を支給する。

5　切替日以降に新たに本給表の適用を受ける職員について，任用の事情等を考慮して前２項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは，当該職員には，学長の定めるところにより，前２項の規定に準じて，本給を支給する。

6　平成２２年３月３１日までの間における第９条第２項及び第４項の規定の適用については，これらの規定中「４号給」とあるのは「３号給」と，「３号給」とあるのは「２号給」と，「２号給」とあるのは「１号給」とする。

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

（平成２３年３月３１日までの間における役職手当に関する経過措置）

2　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成１８年規程第２２号）附則第２項，第３項及び第４項の規定による本給を支給されている職員のうちその者の受ける本給月額と当該本給の額との合計額が，その者の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第１３条第５項の規定の適用については，平成２３年３月３１日までの間は，同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額」とあるのは，「職員の本給月額と国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成１８年規程第２２号）附則第２項，第３項及び第４項の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成２０年３月３１日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

3　平成２０年３月３１日までの間において,新給与規程第１４条の２第１項第１号中「１

００分の６」とあるのは「１００分の４」と，同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

４　新給与規程第１４条の２の規定は，平成１６年４月２日から平成１９年３月３１日までの間に職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合についても適用する。この場合において，同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは，「平成１９年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

５　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し，必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，平成１９年８月１日から施行する。

２　育児短時間勤務をしている職員の平成１８年附則第３項及び第４項に規定する差額に相当する額は，切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成１６年規程第１８号）第２７条の２の規定により定められたその者の勤務時間を４０時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

附　則

１　この規程は，平成１９年１２月１２日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日に在職する者について平成１９年４月１日から適用する。

２　平成１９年度に支給される勤勉手当の総額は，第３０条第２項の規定にかかわらず，６月１日を基準日とするものにあっては，１００分の７２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の９２．５），１２月１日を基準日とするものにあっては１００分の７７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の９７．５）とそれぞれ読み替える。

附　則

この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２０年５月１４日から施行し，平成２０年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

（附則の改正（平成１９年規程第６７号附則第２項））

２　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成１９年規程第６７号）附則第２項中「４０時間」とあるのは「３８．７５時間」とする。

附　則

この規程は，平成２１年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，平成２１年１２月１日から施行する。

（平成２１年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当）

２　平成２１年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第２９条第２項表（１）及び第３０条第２項の適用については，第２９条第２項表（１）中「１００分

の１３０」とあるのは「１００分の１２５」と，第３０条第２項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」とする。

（附則の改正（平成１８年規程第２２号附則第３項））

3　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成１８年規程第２２号）附則第３項中「本給月額に」とあるのは「本給月額（平成２１年１２月１日において次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外である者（「減額改定対象職員」という。）にあっては，当該本給月額に１００分の９９．７６を乗じて得た額とし，その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とする。

本　給　表	職務の級	号　俸
一般職本給表（一）	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から２４号俸まで
	３級	１号俸から　８　号俸まで
一般職本給表（二）	１級	１号俸から６８号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
教育職本給表（一）	１級	１号俸から４８号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
	３級	１号俸から１２号俸まで
教育職本給表（二）	１級	１号俸から５２号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
	特２級	１号俸から　４　号俸まで
教育職本給表（三）	１級	１号俸から５２号俸まで
	２級	１号俸から４４号俸まで
	特２級	１号俸から　４　号俸まで
医療職本給表（一）	１級	１号俸から５２号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
	３級	１号俸から１６号俸まで
	４級	１号俸から　４　号俸まで
医療職本給表（二）	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から４０号俸まで
	３級	１号俸から１６号俸まで
	４級	１号俸から　４　号俸まで

附　則

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は，平成２２年１２月１日から施行する。ただし，改正後の第３５条の規定は，平成２３年１月１日から，附則第１０項の規定は，平成２３年４月１日から施行する。

（特定職員の給与の減額）

２　当分の間，職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては，当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日）以後，次の各号に掲げる給与の額から，それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額　当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第３５条の規定の適用を受ける者である場合にあっては，同条第１項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が，当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては，当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下，この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項，附則第４項及び第５項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては，当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第４項において「本給月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当　当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては，本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 広域異動手当　当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては，本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第２９条第２項表（２）に定める職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同項表（２）に規定する加算率を乗じて得た額（同項表（３）に定める職員（以下この号において「管理職員」という。）にあっては，その額に，本給月額に同項表（３）に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に，当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（１）に規定する期別支給割合を乗じて得た額に，当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（４）に規定する割合を乗じて得た額に，１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては，それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第２項表（２）に定める職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同項表（２）に規定する加算率を乗じて得た額（管理職員にあっては，その額に，本給月額減額基礎額に同項表（３）に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に，当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（１）に規定する期別支給割合を乗じて得た額に，当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（４）に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第３０条第２項におい

て準用する第２９条第２項表（２）に定める職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同項表（２）に規定する加算率を乗じて得た額（同項表（３）に定める職員（以下この号において「管理職員」という。）にあっては，その額に，本給月額に同項表（３）に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第５項において「勤勉手当減額対象額」という。）に，当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第３０条第２項に規定する割合を乗じて得た額に，１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては，それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第２項において準用する第２９条第２項表（２）に定める職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同項表（２）に規定する加算率を乗じて得た額（管理職員にあっては，その額に，本給月額減額基礎額に同項表（３）に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第５項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に，当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第３０条第２項に規定する割合を乗じて得た額）

(6) 第３１条第１項から第５項又は第８項の規定により支給される給与

イ　第３１条第１項　前各号に定める額

ロ　第３１条第２項　第１号から第３号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ　第３１条第３項　第１号から第３号までに定める額に，同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第３１条第４項　第１号から第４号までに定める額に，同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ　第３１条第１項　第４号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額（同条第４項又は第５項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては，同号に定める額に，同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	６級
教育職本給表（一）	５級
教育職本給表（二）	４級
教育職本給表（三）	４級
医療職本給表（一）	６級
医療職本給表（二）	６級

３　前項に規定するもののほか，特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は，別

に定める。

４　附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第１５条から第２１条まで及び第３４条に規定する勤務１時間当たりの給与額は，第２１条の規定にかかわらず，同条の規定により算出した給与額から，本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を１箇月の平均所定労働時間で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては，本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当，広域異動手当の月額の合計額を１箇月の平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

５　附則第２項の規定が適用される間，第３０条第２項に定める額は，同項の規定にかかわらず，同項の規定により算出した額から，同条第１項に掲げる職員で附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に１００分の０．９７５（特定幹部職員にあっては，１００分の１．２７５）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては，勤勉手当減額基礎額に１００分の６５（特定幹部職員にあっては，１００分の８５）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

６　平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する附則第２項の規定の適用については，同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「平成２２年１２月１日」と，「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（附則の改正（平成１８年規程第２２号附則第３項））

７　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成１８年規程第２２号）附則第３項中「相当する額」の下に「(国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成２２年規程第８７号）附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては，当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額)」を加える。

（附則の改正（平成２１年規程第７４号附則第３項））

８　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成２１年規程第７４号）附則第３項中「平成２１年１２月１日」とあるのは「平成２２年１２月１日」と，「１００分の９９．７６を乗じて得た額とし,」とあるのは「１００分の９９．５９を乗じて得た額とし，減額改定職員以外の職員にあっては，当該本給月額に１００分の９９．８３を乗じて得た額とし，それぞれ」とする。

（平成２２年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当）

９　平成２２年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第２９条第２項表（１）及び第３０条第２項の適用については，第２９条第２項表（１）中「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１３５」と，「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の１１５」と，第３０条第２項中「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」と，「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の８５」とする。

（平成２３年４月１日における号給の調整）

１０　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員（属する職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち，平成２２年１月１日において第９条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成２３年４月１日における号給は，この項の規定の適用がないものとした場合に同

日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

附　則

この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

（附則の改正（平成１８年規程第２２号附則第３項）

２　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成１８年規程第２２号）附則第３項中「職員には,」の下に「平成２６年３月３１日までの間,」を加える。

（附則の改正（平成２２年規程第８７号附則第８項））

３　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成２２年規程第８７号）附則第８項中「１００分の９９．５９」とあるのは「１００分の９９．１」と，「１００分の９９．８３」とあるのは「１００分の９９．３４」とする。

（平成２４年４月１日，平成２５年４月１日及び平成２６年４月１日における号給の調整）

４　平成２４年４月１日において，前２項の規定による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成１８年規程第２２号）附則第３項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において，属する職務の級における最高の号給を受ける職員（以下この項において「除外職員」という。）を除く。）のうち，当該職員の平成１９年１月１日，平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の第９条の規定による昇給その他号給の決定状況（以下，この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要のあるものとして別に定める職員の平成２４年４月１日における号給は，この号の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては，２号給）上位の号給とする。

５　平成２５年４月１日において，第２項及び第３項の規定による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成１８年規程第２２号）附則第３項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち，当該職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成２５年４月１日における号給は，この号の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては，２号給）上位の号給とする。

６　平成２６年４月１日において，第２項及び第３項の規定による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成１８年規程第２２号）附則第３項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち，当該職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日及び平成２５年４月１日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成２６年４月１日における号給は，この号の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては，２号給）上位の号給とする。

７　第３２条第２項に規定する育児短時間勤務をする職員に対する前３項の規定の適用に

ついては，これらの規定中「とする」とあるのは，「とするものとし，その者の本給月額は，当該号給に応じた額に，国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成１６年規程第１８号。以下「勤務時間等規程」という。）第２７条の２の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等規程第２条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な経過措置は，別に定める。

附　則

この規程は，平成２６年１月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は，平成２６年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，平成２６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2　改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成２７年３月３１日までの間における昇給に関する特例）

3　平成２７年３月３１日までの間における第９条第２項の規定の適用については，同項の規定中「４号給」とあるのは「３号給」と，「３号給」とあるのは「２号給」とする。

（平成２６年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

4　平成２６年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の７５（特定幹部職員にあっては，１００分の９５）」とあるのは「１００分の８２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０２．５）」とする。

（雑則）

5　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

（附則の改正（平成１８年規程第２２号附則第３項））

2　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成２２年規程第８７号）（以下「平成２２年附則」という。）附則第２項中「当分の間」とあるのは「平成３０年３月３１日までの間」とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については，その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において，学長の定めるところにより，必要な調整を行うことができる。

（本給月額の改定に伴う経過措置）

４　切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（学長が別に定める職員を除く。）には，平成３０年３月３１日までの間，本給月額のほか，その差額に相当する額（平成２２年附則第２項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては，５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日）以後，当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を本給として支給する。

５　切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について，同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは，当該職員には，学長の定めるところにより，同項の規定に準じて，本給を支給する。

６　切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について，任用の事情等を考慮して前２項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは，当該職員には，学長の定めるところにより，前２項の規定に準じて，本給を支給する。

７　第４項から第６項までの規定による本給を支給される職員に関する第２９条第２項及び第３０条第２項（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに平成２２年附則第２項第２号から第５号までの規定の適用については，給与規程第２９条第２項及び第３０条第２項中「本給月額」とあるのは「本給月額と国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成２７年規程第１５号）附則第４項から第６項までの規定による本給の額との合計額」とする。

（平成３０年３月３１日までの間における単身赴任手当に関する特例）

８　切替日から平成３０年３月３１日までの間における第１７条第２項の規定の適用については，「３０，０００円」とあるのは「３０，０００円を超えない範囲内で学長が定める額」とする。

（広域異動手当に関する特例）

９　切替日から平成２８年３月３１日までの間に職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第１４条の２第１項の規定の適用については，同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と，同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

１０　切替日前に職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第１４条の２第１項の規定の適用については，同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」と，同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

（雑則）

１１　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，平成２８年２月１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，平成２７年４月１日から適用する。

（平成２７年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

2　平成２７年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の８０（特定幹部職員にあっては，１００分の１００）」とあるのは「１００分の７５（特定幹部職員にあっては，１００分の９５）」とする。

（平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

3　平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の８０（特定幹部職員にあっては，１００分の１００）」とあるのは「１００分の８５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０５）」とする。

（給与の内払）

4　改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

5　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は，平成２８年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，平成２８年４月１日から適用する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第３３条第２項の規定　平成２９年１月１日

(2) 第１２条各項の規定　平成２９年４月１日

（扶養手当に関する特例）

２　施行日から平成３２年３月３１日までの間における第１２条第３項の規定の適用後の扶養手当の月額については，扶養親族，職務の級，年度に応じて下表のとおりとする。

（円）

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
配偶者	一般（一）9級以上職員等	10,000	6,500	3,500
	一般（一）8級職員等	10,000	6,500	3,500
	上記以外	10,000	6,500	6,500
子		8,000 (10,000)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)
父母等	一般（一）9級以上職員等	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	3,500 (3,500)
	一般（一）8級職員等	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	3,500 (3,500)

	上記以外	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	6,500 (6,500)

※（　）は配偶者がいない場合

（平成２８年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

3　平成２８年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の８５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０５）」とあるのは「１００分の８０（特定幹部職員にあっては，１００分の１００）」とする。

（平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

4　平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の８５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０５）」とあるのは「１００分の９０（特定幹部職員にあっては，１００分の１１０）」とする。

（給与の内払）

5　改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は，平成３０年２月１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，平成２９年４月１日から適用する。

（平成２９年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

2　平成２９年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の９０（特定幹部職員にあっては，１００分の１１０）」とあるのは「１００分の８５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０５）」とする。

（平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

3　平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の９０（特定幹部職員にあっては，１００分の１１０）」とあるのは「１００分の９５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１５）」とする。

（給与の内払）

4　この規程の改正前の規定に基づいて支給された給与は，改正後の規定による給与の内払とみなす。

（平成３０年４月１日における号俸の調整）

5　平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（属する職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち，平成２７年１月１日において第９条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員の平成３０年４月１日における号給は，この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（雑則）

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は，平成３０年１２月７日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，平成３０年４月１日から適用する。

（平成３０年６月に支給する期末手当に関する特例）

2　平成３０年６月に支給する期末手当に関する改正後の第２９条第２項の適用については，「１００分の１３０（特定幹部職員にあっては，１００分の１１０）」とあるのは「１００分の１２２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０２．５）」とする。

（平成３０年１２月に支給する期末手当に関する特例）

3　平成３０年１２月に支給する期末手当に関する改正後の第２９条第２項の適用については，「１００分の１３０（特定幹部職員にあっては，１００分の１１０）」とあるのは「１００分の１３７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１７．５）」とする。

（平成３０年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

4　平成３０年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の９２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１２．５）」とあるのは「１００分の９０（特定幹部職員にあっては，１００分の１１０）」とする。

（平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

5　平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の９２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１２．５）」とあるのは「１００分の９５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１５）」とする。

（給与の内払）

6　改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，令和元年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，平成３１年４月１日から適用する。ただし，改正後の第１５条の規定及び附則第２項の規定は，令和２年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2　令和２年４月１日の前日において前項の規定による改正前の第１５条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって，令和２年４月１日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け，家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち，次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては，令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間，前項の規定による改正後の第１５条の規定にかかわらず，

当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には，当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 前項の規定による改正後の第１５条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から前項の規定による改正後の第１５条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

（令和元年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

３　令和元年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の９５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１５）」とあるのは「１００分の９２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１２．５）」とする。

（令和元年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

４　令和元年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の９５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１５）」とあるのは「１００分の９７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１７．５）」とする。

（給与の内払）

５　改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，令和２年１２月１日から施行する。

２　令和２年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第２９条第２項の適用については，「１００分の１２７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０７．５）」とあるのは「１００分の１２５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０５）」とする。

附　則

この規程は，令和３年１１月２５日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，令和３年７月１日から適用する。

附　則

この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和４年７月１日から施行し，令和４年２月１日から適用する。

附　則

１　この規程は，令和４年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，令和４年４月１日から適用する。

（令和４年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

２　令和４年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の１００（特定幹部職員にあっては，１００分の１２０）」とあるのは

「１００分の９５（特定幹部職員にあっては，１００分の１１５）」とする。

（令和４年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

３　令和４年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の１００（特定幹部職員にあっては，１００分の１２０）とあるのは「１００分の１０５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２５）」とする。

（給与の内払）

４　改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

５　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，令和５年４月１日から施行する。

２　当分の間，職員の本給は，当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第４項において「特定日」という。）以後，当該職員に適用される本給表の本給月額のうち，当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に，５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

３　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 任期を定めて雇用される職員

(2) 教授，准教授，講師，助教及び助手

(3) 就業規則第１４条の４の規定により就業規則第１４条の２第１項に規定する異動期間（就業規則第１４条の４の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第１４条の４第１項に規定する管理監督職に就いている職員

４　就業規則第１４条の２による管理監督職以外の職への降任をされた職員であって，当該管理監督職以外の職への降任をされた日（以下，この項及び附則第６項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち，特定日に附則第２項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に，５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員（学長が別に定める職員を除く。）には，当分の間，特定日以後，附則第２項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか，基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

５　前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。

6　異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（附則第２項の規定の適用を受ける職員に限り，附則第４項に規定する職員を除く。）であって同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には，当分の間，当該職員の受ける本給月額のほか，学長が別に定めるところにより，前２項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

7　附則第４項又は前項の規定による本給を支給される職員以外の附則第２項の規定の適用を受ける職員であって，採用，異動等の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には，当分の間，当該職員の受ける本給月額のほか，学長が別に定めるところにより，前３項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

8　附則第２項の規定の適用を受ける職員に対する第２４条第２項の規定の適用については，当分の間，「別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額」とあるのは「別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額に１００分の７０を乗じて得た額（その額に，５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）」とする。

9　附則第２項から第７項までに定めるもののほか，附則第２項の規定による本給月額，附則第４項の規定による本給その他附則第２項から第７項までの規定の施行に関し必要な事項は，学長が別に定める。

１０　育児短時間勤務職員に対する附則第２項，第６項及び第７項の規定の適用については，次の表の左欄に掲げる項の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第２項	）とする。	）に，国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成１６年規程第１８号）第２７条の規定により定められたその者の１週間の勤務時間を３８．７５時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

附　則

この規程は，令和５年６月２６日から施行する。

附　則

1　この規程は，令和５年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，令和５年４月１日から適用する。

（令和５年６月に支給する期末手当に関する特例）

2　令和５年６月に支給する期末手当に関する改正後の第２９条第２項の適用については，「１００分の１２２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０２．５）」とあるのは「１００分の１２０（特定幹部職員にあっては，１００分の１００）」とする。

（令和５年１２月に支給する期末手当に関する特例）

3　令和５年１２月に支給する期末手当に関する改正後の第２９条第２項の適用については，「１００分の１２２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０２．５）」とあるのは「１００分の１２５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０５）」とする。

（令和５年６月に支給する勤勉手当に関する特例）

4　令和５年６月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の１０２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２２．５）」とあるのは「１００分の１００（特定幹部職員にあっては，１００分の１２０）」とする。

（令和５年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

5　令和５年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第３０条第２項の適用については，「１００分の１０２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２２．５）」とあるのは「１００分の１０５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２５）」とする。

（給与の内払）

6　改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，令和６年３月１３日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

2　国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を一部改正する規程（令和５年規程第３３号）附則第２項の規定の適用を受ける職員に対する初任給調整手当，義務教育等教員特別手当及び附属幼稚園勤務手当の月額は，当該職員に適用される当該手当の額に，それぞれ１００分の７０を乗じて得た額（その額に，５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）とする。

別記第１　一般職本給表（一）　（単位：円）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			

62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300				
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600				
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900				
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200				
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500				
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800				
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100				
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300				
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600				
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900				
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100				
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300				
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600				
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900				
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100				
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300				
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600				
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900				
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100				
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300				
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600				
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900				
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100				
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300				
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300					
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600					
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800					
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000					
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300					
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600					
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800					
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000					
94		295, 900	343, 600							
95		296, 200	344, 100							
96		296, 600	344, 500							
97		296, 800	344, 700							
98		297, 100	345, 100							
99		297, 500	345, 500							
100		297, 900	345, 800							
101		298, 100	346, 100							
102		298, 400	346, 500							
103		298, 800	346, 900							
104		299, 100	347, 300							
105		299, 300	347, 800							
106		299, 600	348, 200							
107		300, 000	348, 600							
108		300, 300	349, 000							
109		300, 500	349, 500							
110		300, 900	349, 900							
111		301, 300	350, 200							
112		301, 600	350, 500							
113		301, 800	351, 000							
114		302, 000								
115		302, 300								
116		302, 700								
117		302, 900								
118		303, 100								
119		303, 400								
120		303, 700								
121		304, 100								
122		304, 300								
123		304, 600								
124		304, 900								
125		305, 200								

別記第２　一般職本給表（二）　（単位：円）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500

68	220, 500	253, 900	282, 900	311, 300	359, 000
69	220, 800	254, 600	283, 500	311, 900	359, 400
70	221, 100	255, 100	284, 300	312, 300	
71	221, 400	255, 500	285, 100	312, 800	
72	221, 700	255, 800	285, 800	313, 300	
73	221, 900	256, 000	286, 500	313, 600	
74	222, 300	256, 300	287, 200	314, 100	
75	222, 600	256, 700	287, 900	314, 600	
76	223, 000	257, 100	288, 700	315, 000	
77	223, 200	257, 400	289, 200	315, 200	
78	223, 700	257, 800	289, 700	315, 500	
79	224, 000	258, 200	290, 100	315, 800	
80	224, 300	258, 600	290, 500	316, 100	
81	224, 600	258, 900	290, 900	316, 400	
82	224, 900	259, 200	291, 300	316, 700	
83	225, 200	259, 500	291, 800	317, 000	
84	225, 500	259, 700	292, 300	317, 300	
85	225, 800	259, 900	292, 600	317, 500	
86	226, 100	260, 100	293, 100	317, 900	
87	226, 400	260, 400	293, 700	318, 200	
88	226, 700	260, 700	294, 200	318, 400	
89	227, 000	260, 900	294, 500	318, 600	
90	227, 400	261, 100	295, 000	318, 900	
91	227, 700	261, 400	295, 500	319, 200	
92	228, 000	261, 600	295, 800	319, 500	
93	228, 200	261, 900	296, 200	319, 700	
94	228, 500	262, 200	296, 700	320, 000	
95	228, 800	262, 500	297, 200	320, 300	
96	229, 100	262, 700	297, 700	320, 500	
97	229, 300	262, 900	298, 000	320, 700	
98	229, 600	263, 200	298, 400	321, 000	
99	229, 800	263, 400	298, 900	321, 300	
100	230, 100	263, 700	299, 400	321, 500	
101	230, 400	264, 000	299, 800	321, 700	
102	230, 600	264, 200	300, 200		
103	230, 900	264, 500	300, 500		
104	231, 200	264, 800	300, 800		
105	231, 500	265, 000	301, 100		
106	232, 000	265, 200	301, 500		
107	232, 300	265, 500	301, 900		
108	232, 600	265, 700	302, 300		
109	232, 800	266, 000	302, 600		
110	233, 200	266, 300	303, 000		
111	233, 600	266, 600	303, 400		
112	233, 900	266, 800	303, 700		
113	234, 100	267, 000	303, 900		
114	234, 600	267, 300	304, 200		
115	235, 100	267, 500	304, 500		
116	235, 600	267, 700	304, 700		
117	235, 900	268, 000	304, 900		
118	236, 300	268, 300	305, 200		
119	236, 700	268, 600	305, 500		
120	237, 000	268, 900	305, 700		
121	237, 400	269, 100	305, 900		
122		269, 300	306, 200		
123		269, 600	306, 500		
124		269, 900	306, 700		
125		270, 100	306, 900		
126		270, 300	307, 200		
127		270, 600	307, 500		
128		270, 900	307, 700		
129		271, 100	307, 900		
130		271, 300	308, 200		
131		271, 600	308, 500		
132		271, 900	308, 700		
133		272, 100	308, 900		
134		272, 300			
135		272, 600			
136		272, 900			
137		273, 100			

別記第３　教育職本給表（一）　（単位：円）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200	

57	279, 100	330, 800	394, 400	431, 500	522, 800	
58	279, 900	331, 500	395, 800	432, 400	524, 100	
59	280, 700	332, 200	397, 100	433, 300	525, 400	
60	281, 500	332, 800	398, 400	434, 100	526, 600	
61	282, 200	333, 500	399, 600	434, 800	527, 800	
62	283, 100	334, 400	401, 000	435, 700	528, 800	
63	283, 900	335, 300	402, 400	436, 700	529, 800	
64	284, 700	336, 100	403, 800	437, 600	530, 800	
65	285, 400	336, 800	404, 800	438, 500	531, 400	
66	286, 000	337, 800	405, 900	439, 400	532, 300	
67	286, 800	338, 500	406, 900	440, 400	533, 200	
68	287, 500	339, 500	408, 000	441, 300	534, 100	
69	287, 900	340, 100	408, 900	442, 300	535, 000	
70	288, 600	341, 000	409, 700	443, 300	535, 800	
71	289, 300	341, 900	410, 500	444, 200	536, 500	
72	290, 000	342, 800	411, 200	445, 200	537, 000	
73	290, 700	343, 100	411, 900	446, 200	537, 700	
74	291, 600	344, 100	412, 800	447, 100	538, 200	
75	292, 500	345, 100	413, 600	448, 000	539, 000	
76	293, 300	346, 100	414, 300	449, 000	539, 600	
77	293, 800	347, 100	414, 900	449, 800	540, 100	
78	294, 700	348, 000	415, 400	450, 300	540, 700	
79	295, 600	348, 900	415, 800	451, 000	541, 300	
80	296, 400	349, 800	416, 200	451, 600	541, 900	
81	297, 200	350, 700	416, 500	452, 400	542, 500	
82	298, 100	351, 600	416, 900	453, 100		
83	298, 900	352, 500	417, 200	453, 400		
84	299, 700	353, 400	417, 600	454, 000		
85	300, 200	354, 000	417, 900	454, 400		
86	301, 000	354, 600	418, 300	454, 800		
87	301, 800	355, 200	418, 700	455, 200		
88	302, 600	355, 800	419, 100	455, 500		
89	303, 200	356, 300	419, 400	455, 800		
90	303, 800	356, 700	419, 800	456, 200		
91	304, 400	357, 100	420, 200	456, 600		
92	305, 000	357, 500	420, 500	456, 900		
93	305, 600	357, 900	420, 800	457, 200		
94	306, 200	358, 300	421, 200	457, 600		
95	306, 800	358, 800	421, 500	457, 900		
96	307, 400	359, 200	421, 800	458, 200		
97	307, 900	359, 800	422, 100	458, 500		
98	308, 500	360, 300	422, 500	458, 900		
99	309, 100	360, 700	422, 800	459, 200		
100	309, 700	361, 200	423, 100	459, 500		
101	310, 000	361, 600	423, 400	459, 800		
102	310, 300	362, 100	423, 800			
103	310, 600	362, 400	424, 100			
104	310, 900	362, 800	424, 400			
105	311, 200	363, 300	424, 700			
106	311, 500	363, 700	425, 000			
107	311, 800	364, 200	425, 300			
108	312, 000	364, 700	425, 600			
109	312, 400	365, 100	425, 900			
110	312, 700	365, 600	426, 200			
111	313, 100	366, 100	426, 500			
112	313, 500	366, 500	426, 800			
113	313, 800	366, 900	427, 100			
114	314, 200	367, 300	427, 400			
115	314, 500	367, 800	427, 700			

116	314,800	368,200	428,000			
117	315,000	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				
121	316,300	370,200				
122	316,600	370,600				
123	317,000	371,100				
124	317,400	371,400				
125	317,600	371,800				
126	317,800	372,300				
127	318,100	372,800				
128	318,500	373,200				
129	318,700	373,600				
130	319,000	374,100				
131	319,400	374,600				
132	319,600	375,100				
133	319,800	375,600				
134	320,100	376,100				
135	320,500	376,600				
136	320,700	377,100				
137	320,900	377,600				
138	321,100	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	322,000	379,600				
142	322,300					
143	322,600					
144	322,900					
145	323,300					
146	323,600					
147	323,800					
148	324,100					
149	324,500					
150	324,800					
151	325,100					
152	325,300					
153	325,600					
154	325,900					
155	326,200					
156	326,500					
157	326,700					

（一）この表は，教授，助教授，講師，助手及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別記第４　教育職本給表（二）　（単位：円）

職務の級	１級	２級	特２級	３級	４級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38	240,600	292,000	349,600	402,200	
39	242,100	293,800	351,500	403,600	
40	243,600	295,500	353,400	405,000	
41	245,000	296,800	355,300	406,600	
42	246,300	298,800	357,200	408,000	
43	247,500	300,700	359,100	409,300	
44	248,600	302,700	361,000	410,700	
45	249,700	304,700	362,800	412,100	
46	250,900	306,800	364,700	413,400	
47	252,100	309,000	366,600	414,900	
48	253,100	311,200	368,500	416,400	
49	254,200	313,300	370,100	418,000	
50	255,500	315,600	371,900	419,400	
51	256,700	317,800	373,800	421,000	
52	258,000	319,900	375,800	422,500	
53	259,100	322,000	377,600	424,200	
54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300	
56	262,600	326,500	382,700	428,900	

57	263, 700	328, 200	384, 200	430, 400	
58	264, 400	330, 200	385, 800	431, 900	
59	265, 400	332, 200	387, 400	433, 100	
60	266, 400	334, 100	389, 000	434, 300	
61	267, 300	335, 900	390, 200	435, 500	
62	268, 100	337, 900	391, 600	436, 800	
63	268, 900	339, 900	393, 000	438, 100	
64	269, 700	341, 800	394, 300	439, 300	
65	270, 800	343, 500	395, 500	440, 500	
66	272, 100	345, 500	396, 700	441, 700	
67	273, 400	347, 500	398, 000	442, 900	
68	274, 700	349, 500	399, 300	444, 100	
69	275, 900	351, 300	400, 600	445, 300	
70	277, 100	353, 200	401, 900	446, 500	
71	278, 300	355, 100	403, 300	447, 700	
72	279, 500	357, 000	404, 500	448, 900	
73	280, 500	358, 600	405, 700	450, 000	
74	281, 500	360, 500	407, 100	450, 600	
75	282, 500	362, 300	408, 500	451, 100	
76	283, 400	364, 200	409, 800	451, 600	
77	284, 300	366, 000	411, 000	452, 100	
78	285, 200	367, 700	412, 200		
79	286, 100	369, 300	413, 500		
80	287, 000	370, 900	414, 900		
81	287, 800	372, 300	416, 200		
82	288, 900	373, 800	417, 400		
83	289, 900	375, 200	418, 400		
84	290, 900	376, 500	419, 600		
85	291, 900	377, 600	420, 800		
86	292, 900	379, 000	422, 000		
87	293, 900	380, 400	423, 200		
88	294, 900	381, 700	424, 200		
89	296, 000	382, 900	425, 300		
90	297, 100	384, 200	426, 300		
91	298, 200	385, 300	427, 300		
92	299, 200	386, 500	428, 300		
93	299, 700	387, 700	429, 200		
94	300, 700	388, 800	430, 000		
95	301, 800	390, 000	430, 800		
96	303, 000	391, 200	431, 600		
97	304, 000	392, 600	432, 400		
98	305, 100	393, 600	432, 800		
99	306, 100	394, 600	433, 200		
100	307, 100	395, 600	433, 600		
101	307, 900	396, 500	434, 000		
102	309, 000	397, 500	434, 300		
103	310, 000	398, 600	434, 600		
104	311, 000	399, 700	434, 800		
105	311, 600	400, 400	435, 100		
106	312, 500	401, 300	435, 400		
107	313, 300	402, 200	435, 700		
108	314, 100	403, 100	435, 900		
109	314, 800	403, 900	436, 100		
110	315, 200	404, 800	436, 400		
111	315, 600	405, 600	436, 700		
112	316, 100	406, 400	436, 900		
113	316, 600	407, 000	437, 100		
114	317, 000	407, 700	437, 400		
115	317, 500	408, 400	437, 700		

116	317,900	409,100	437,900		
117	318,400	409,700	438,100		
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			
120	319,800	411,000			
121	320,300	411,300			
122	320,700	411,600			
123	321,200	411,900			
124	321,700	412,100			
125	322,300	412,300			
126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			
131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				

この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が３級である職員の本給月額は，この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別記第５　教育職本給表（三）　（単位：円）

職務の級	１級	２級	特２級	３級	４級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	
39	241,300	268,900	351,000	373,800	
40	242,700	271,000	352,600	375,200	
41	244,000	273,300	354,100	376,300	
42	245,300	275,600	355,800	377,700	
43	246,500	277,800	357,400	379,100	
44	247,800	279,900	359,000	380,600	
45	249,100	282,000	360,700	382,000	
46	250,400	284,200	362,400	383,600	
47	251,600	286,300	363,700	385,100	
48	252,700	288,200	365,100	386,600	
49	253,800	290,300	366,300	387,900	
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	

57	262, 900	304, 700	378, 100	398, 000	
58	263, 900	306, 800	379, 500	399, 200	
59	264, 900	309, 000	380, 800	400, 400	
60	265, 900	311, 200	382, 100	401, 600	
61	266, 800	313, 300	383, 000	402, 700	
62	267, 500	315, 600	384, 200	403, 700	
63	268, 200	317, 800	385, 300	405, 000	
64	268, 800	319, 900	386, 400	406, 200	
65	269, 500	322, 000	387, 200	407, 400	
66	270, 700	323, 500	388, 300	408, 500	
67	271, 800	325, 000	389, 300	409, 600	
68	272, 900	326, 500	390, 300	410, 700	
69	274, 200	328, 200	391, 400	411, 700	
70	275, 600	330, 200	392, 400	412, 900	
71	276, 800	332, 200	393, 500	414, 100	
72	278, 000	334, 100	394, 600	415, 300	
73	278, 800	335, 900	395, 600	415, 900	
74	279, 700	337, 900	396, 700	416, 700	
75	280, 700	339, 800	397, 800	417, 400	
76	281, 700	341, 700	398, 800	417, 900	
77	282, 600	343, 400	399, 700	418, 200	
78	283, 600	345, 200	400, 600	418, 600	
79	284, 700	346, 900	401, 600	419, 000	
80	285, 500	348, 600	402, 600	419, 400	
81	286, 300	350, 400	403, 400	419, 700	
82	287, 100	352, 100	404, 200	420, 100	
83	287, 900	353, 500	404, 900	420, 500	
84	288, 700	355, 100	405, 700	420, 800	
85	289, 600	356, 300	406, 400	421, 100	
86	290, 400	357, 900	407, 200	421, 500	
87	291, 100	359, 400	407, 900	421, 900	
88	291, 900	360, 900	408, 600	422, 200	
89	292, 800	362, 200	409, 200	422, 500	
90	293, 700	363, 500	409, 900	422, 800	
91	294, 600	364, 800	410, 400	423, 100	
92	295, 300	366, 200	411, 100	423, 300	
93	295, 600	367, 600	411, 500	423, 500	
94	296, 300	368, 900	411, 900		
95	297, 000	370, 100	412, 200		
96	297, 700	371, 200	412, 500		
97	298, 400	372, 200	412, 700		
98	299, 200	373, 200	413, 000		
99	300, 000	374, 200	413, 300		
100	300, 700	375, 100	413, 500		
101	301, 400	375, 900	413, 700		
102	301, 800	376, 900	414, 000		
103	302, 200	377, 800	414, 300		
104	302, 600	378, 700	414, 500		
105	302, 800	379, 500	414, 700		
106	303, 100	380, 400	415, 000		
107	303, 400	381, 300	415, 300		
108	303, 600	382, 200	415, 500		
109	303, 800	383, 000	415, 700		
110	304, 000	384, 000	416, 000		
111	304, 300	384, 900	416, 300		
112	304, 600	385, 800	416, 500		
113	304, 800	386, 400	416, 700		
114	305, 000	387, 300	417, 000		
115	305, 200	388, 200	417, 300		

116	305,500	389,100	417,500		
117	305,800	389,900	417,700		
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			
131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			

この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が３級である職員の本給月額は，この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第６　医療職本給表（一）　（単位：円）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		

57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900		
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200		
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500		
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900		
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100		
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400		
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700		
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000		
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200		
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900			
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600			
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200			
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600			
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100			
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600			
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100			
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700			
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200			
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800			
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400			
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900			
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400			
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900			
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400			
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700			
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200			
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600			
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000			
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400			
86		290, 700	326, 500	347, 300				
87		290, 900	326, 700	347, 600				
88		291, 100	327, 000	347, 900				
89		291, 500	327, 400	348, 300				
90		291, 700	327, 800	348, 600				
91		291, 900	328, 200	349, 000				
92		292, 100	328, 600	349, 300				
93		292, 500	328, 900	349, 700				
94		292, 700	329, 100	350, 000				
95		292, 900	329, 500	350, 300				
96		293, 200	329, 800	350, 600				
97		293, 500	330, 000	350, 900				
98		293, 700	330, 300	351, 300				
99		293, 900	330, 600	351, 700				
100		294, 200	330, 900	352, 100				
101		294, 500	331, 100	352, 600				
102		294, 700	331, 400	353, 000				
103		294, 900	331, 800	353, 400				
104		295, 200	332, 000	353, 800				
105		295, 500	332, 200	354, 300				
106			332, 400					
107			332, 800					
108			333, 000					
109			333, 200					
110			333, 600					
111			334, 000					
112			334, 400					
113			334, 600					

別記第７　医療職本給表（二）　（単位：円）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400

56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400	461, 100
57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200	426, 500	461, 900
58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100	427, 000	
59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600	
60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000	428, 000	
61	257, 500	279, 600	315, 900	341, 500	376, 600	428, 600	
62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100	
63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500	
64	259, 600	283, 000	319, 600	344, 700	379, 000	430, 000	
65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700	430, 500	
66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400	430, 900	
67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200	
68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500	
69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900	
70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100		
71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800		
72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400		
73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100		
74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600		
75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200		
76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700		
77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100		
78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700		
79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200		
80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500		
81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000	388, 800		
82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300		
83	275, 400	304, 700	340, 000	362, 100	389, 700		
84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390, 000		
85	276, 700	306, 900	342, 000	363, 200	390, 300		
86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800		
87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300		
88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700		
89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000		
90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400		
91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900		
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300		
93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700		
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500			
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900			
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200			
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800			
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300			
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800			
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300			
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900			
102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400			
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900			
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300			
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900			
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400			
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900			
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400			
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000			
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400			
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900			
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400			
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000			

114	295, 000	325, 900	358, 700				
115	295, 300	326, 300	359, 200				
116	295, 500	326, 600	359, 600				
117	295, 800	326, 800	360, 000				
118	296, 100	327, 100	360, 400				
119	296, 400	327, 500	360, 900				
120	296, 700	327, 700	361, 400				
121	297, 000	327, 900	361, 800				
122	297, 400	328, 200	362, 300				
123	297, 700	328, 500	362, 800				
124	298, 100	328, 800	363, 300				
125	298, 300	329, 000	363, 600				
126	298, 500	329, 300					
127	298, 800	329, 700					
128	299, 200	329, 900					
129	299, 400	330, 100					
130	299, 700	330, 300					
131	300, 100	330, 700					
132	300, 500	330, 900					
133	300, 700	331, 200					
134	301, 000	331, 600					
135	301, 400	332, 000					
136	301, 700	332, 400					
137	301, 900	332, 700					
138	302, 200	333, 100					
139	302, 600	333, 500					
140	302, 900	333, 900					
141	303, 100	334, 200					
142	303, 500	334, 600					
143	303, 900	334, 900					
144	304, 200	335, 300					
145	304, 400	335, 600					
146	304, 600	336, 000					
147	304, 900	336, 400					
148	305, 300	336, 800					
149	305, 500	337, 100					
150	305, 700	337, 500					
151	306, 000	337, 900					
152	306, 300	338, 300					
153	306, 700	338, 600					
154	306, 900						
155	307, 100						
156	307, 400						
157	307, 700						
158	308, 000						
159	308, 300						
160	308, 600						
161	309, 000						
162	309, 300						
163	309, 600						
164	309, 900						
165	310, 300						
166	310, 600						
167	310, 900						
168	311, 200						
169	311, 600						

別記第８　教育職本給表（三）の適用を受ける者　（単位：円）

職務の級 号給	１級	２級	特２級	３級	４級
1	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
2	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
3	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
4	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
5	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
6	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
7	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
8	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
9	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
10	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
11	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
12	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
13	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
14	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
15	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
16	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
17	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
18	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
19	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
20	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
21	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
22	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
23	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
24	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
25	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
26	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
27	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
28	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
29	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
30	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
31	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
32	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
33	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
34	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
35	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
36	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
37	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
38	7,400	8,300	13,500	14,800	
39	7,400	8,300	13,500	14,800	
40	7,400	8,300	13,500	14,800	
41	7,700	8,900	13,800	15,100	
42	7,700	8,900	13,800	15,100	
43	7,700	8,900	13,800	15,100	
44	7,700	8,900	13,800	15,100	
45	8,000	9,300	14,100	15,500	
46	8,000	9,300	14,100	15,500	
47	8,000	9,300	14,100	15,500	
48	8,000	9,300	14,100	15,500	
49	8,300	9,700	14,400	15,900	
50	8,300	9,700	14,400	15,900	
51	8,300	9,700	14,400	15,900	
52	8,300	9,700	14,400	15,900	
53	8,600	10,500	14,700	16,300	
54	8,600	10,500	14,700	16,300	
55	8,600	10,500	14,700	16,300	
56	8,600	10,500	14,700	16,300	
57	8,800	10,900	15,200	16,700	
58	8,800	10,900	15,200	16,700	
59	8,800	10,900	15,200	16,700	
60	8,800	10,900	15,200	16,700	
61	9,100	11,300	15,500	17,100	
62	9,100	11,300	15,500	17,100	
63	9,100	11,300	15,500	17,100	
64	9,100	11,300	15,500	17,100	
65	9,400	12,100	16,100	17,400	
66	9,400	12,100	16,100	17,400	
67	9,400	12,100	16,100	17,400	

68	9,400	12,100	16,100	17,400	
69	9,700	12,500	16,300	17,700	
70	9,700	12,500	16,300	17,700	
71	9,700	12,500	16,300	17,700	
72	9,700	12,500	16,300	17,700	
73	9,900	12,900	16,500	18,000	
74	9,900	12,900	16,500	18,000	
75	9,900	12,900	16,500	18,000	
76	9,900	12,900	16,500	18,000	
77	10,200	13,300	17,000	18,300	
78	10,200	13,300	17,000	18,300	
79	10,200	13,300	17,000	18,300	
80	10,200	13,300	17,000	18,300	
81	10,400	13,700	17,200	18,500	
82	10,400	13,700	17,200	18,500	
83	10,400	13,700	17,200	18,500	
84	10,400	13,700	17,200	18,500	
85	10,600	14,000	17,400	18,700	
86	10,600	14,000	17,400	18,700	
87	10,600	14,000	17,400	18,700	
88	10,600	14,000	17,400	18,700	
89	10,800	14,400	17,600	18,900	
90	10,800	14,400	17,600	18,900	
91	10,800	14,400	17,600	18,900	
92	10,800	14,400	17,600	18,900	
93	11,000	14,700	17,800	19,100	
94	11,000	14,700	17,800		
95	11,000	14,700	17,800		
96	11,000	14,700	17,800		
97	11,200	15,000	18,100		
98	11,200	15,000	18,100		
99	11,200	15,000	18,100		
100	11,200	15,000	18,100		
101	11,400	15,400	18,200		
102	11,400	15,400	18,200		
103	11,400	15,400	18,200		
104	11,400	15,400	18,200		
105	11,500	15,700	18,300		
106	11,500	15,700	18,300		
107	11,500	15,700	18,300		
108	11,500	15,700	18,300		
109	11,600	16,000	18,400		
110	11,600	16,000	18,400		
111	11,600	16,000	18,400		
112	11,600	16,000	18,400		
113	11,700	16,300	18,400		
114	11,700	16,300	18,400		
115	11,700	16,300	18,400		
116	11,700	16,300	18,400		
117	11,900	16,500	18,400		
118	11,900	16,500			
119	11,900	16,500			
120	11,900	16,500			
121	12,000	16,800			
122	12,000	16,800			
123	12,000	16,800			
124	12,000	16,800			
125	12,100	17,000			
126		17,000			
127		17,000			
128		17,000			
129		17,200			
130		17,200			
131		17,200			
132		17,200			
133		17,400			
134		17,400			
135		17,400			
136		17,400			
137		17,600			

138		17,600			
139		17,600			
140		17,600			
141		17,700			
142		17,700			
143		17,700			
144		17,700			
145		17,800			
146		17,800			
147		17,800			
148		17,800			
149		17,900			
150		17,900			
151		17,900			
152		17,900			
153		17,900			
154		17,900			
155		17,900			
156		17,900			
157		17,900			
再任用職員	8,000	9,700			

別記第９　教育職本給表（二）の適用を受ける者　（単位：円）

職務の級 号給	１級	２級	特２級	３級	４級
1	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
2	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
3	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
4	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
5	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
6	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
7	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
8	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
9	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
10	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
11	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
12	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
13	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
14	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
15	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
16	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
17	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
18	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
19	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
20	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
21	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
22	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
23	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
24	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
25	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
26	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
27	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
28	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
29	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
30	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
31	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
32	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
33	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
34	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
35	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
36	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
37	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
38	7,400	9,700	13,500	16,300	
39	7,400	9,700	13,500	16,300	
40	7,400	9,700	13,500	16,300	
41	7,700	10,500	13,800	16,700	
42	7,700	10,500	13,800	16,700	
43	7,700	10,500	13,800	16,700	
44	7,700	10,500	13,800	16,700	
45	8,000	10,900	14,100	17,100	
46	8,000	10,900	14,100	17,100	
47	8,000	10,900	14,100	17,100	
48	8,000	10,900	14,100	17,100	
49	8,300	11,300	14,400	17,400	
50	8,300	11,300	14,400	17,400	
51	8,300	11,300	14,400	17,400	
52	8,300	11,300	14,400	17,400	
53	8,600	12,100	14,700	17,700	
54	8,600	12,100	14,700	17,700	
55	8,600	12,100	14,700	17,700	
56	8,600	12,100	14,700	17,700	
57	8,800	12,500	15,200	18,000	
58	8,800	12,500	15,200	18,000	
59	8,800	12,500	15,200	18,000	
60	8,800	12,500	15,200	18,000	
61	9,100	12,900	15,500	18,300	
62	9,100	12,900	15,500	18,300	
63	9,100	12,900	15,500	18,300	
64	9,100	12,900	15,500	18,300	
65	9,400	13,300	16,100	18,500	
66	9,400	13,300	16,100	18,500	
67	9,400	13,300	16,100	18,500	

68	9, 400	13, 300	16, 100	18, 500	
69	9, 700	13, 700	16, 300	18, 700	
70	9, 700	13, 700	16, 300	18, 700	
71	9, 700	13, 700	16, 300	18, 700	
72	9, 700	13, 700	16, 300	18, 700	
73	9, 900	14, 000	16, 500	18, 900	
74	9, 900	14, 000	16, 500	18, 900	
75	9, 900	14, 000	16, 500	18, 900	
76	9, 900	14, 000	16, 500	18, 900	
77	10, 200	14, 400	17, 000	19, 100	
78	10, 200	14, 400	17, 000		
79	10, 200	14, 400	17, 000		
80	10, 200	14, 400	17, 000		
81	10, 400	14, 700	17, 200		
82	10, 400	14, 700	17, 200		
83	10, 400	14, 700	17, 200		
84	10, 400	14, 700	17, 200		
85	10, 600	15, 000	17, 400		
86	10, 600	15, 000	17, 400		
87	10, 600	15, 000	17, 400		
88	10, 600	15, 000	17, 400		
89	10, 800	15, 400	17, 600		
90	10, 800	15, 400	17, 600		
91	10, 800	15, 400	17, 600		
92	10, 800	15, 400	17, 600		
93	11, 000	15, 700	17, 800		
94	11, 000	15, 700	17, 800		
95	11, 000	15, 700	17, 800		
96	11, 000	15, 700	17, 800		
97	11, 200	16, 000	18, 100		
98	11, 200	16, 000	18, 100		
99	11, 200	16, 000	18, 100		
100	11, 200	16, 000	18, 100		
101	11, 400	16, 300	18, 200		
102	11, 400	16, 300	18, 200		
103	11, 400	16, 300	18, 200		
104	11, 400	16, 300	18, 200		
105	11, 500	16, 500	18, 300		
106	11, 500	16, 500	18, 300		
107	11, 500	16, 500	18, 300		
108	11, 500	16, 500	18, 300		
109	11, 600	16, 800	18, 400		
110	11, 600	16, 800	18, 400		
111	11, 600	16, 800	18, 400		
112	11, 600	16, 800	18, 400		
113	11, 700	17, 000	18, 400		
114	11, 700	17, 000	18, 400		
115	11, 700	17, 000	18, 400		
116	11, 700	17, 000	18, 400		
117	11, 900	17, 200	18, 400		
118	11, 900	17, 200			
119	11, 900	17, 200			
120	11, 900	17, 200			
121	12, 000	17, 400			
122	12, 000	17, 400			
123	12, 000	17, 400			
124	12, 000	17, 400			
125	12, 100	17, 600			
126	12, 100	17, 600			
127	12, 100	17, 600			
128	12, 100	17, 600			
129	12, 300	17, 700			
130	12, 300	17, 700			
131	12, 300	17, 700			
132	12, 300	17, 700			
133	12, 400	17, 800			
134	12, 400	17, 800			
135	12, 400	17, 800			
136	12, 400	17, 800			
137	12, 500	17, 900			

138	12,500	17,900			
139	12,500	17,900			
140	12,500	17,900			
141	12,600	17,900			
142	12,600	17,900			
143	12,600	17,900			
144	12,600	17,900			
145	12,800	17,900			
146	12,800				
147	12,800				
148	12,800				
149	12,900				
150	12,900				
151	12,900				
152	12,900				
153	13,000				
再任用職員	8,000	9,700			